

株式会社WACUL 定款

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は、株式会社WACULと称し、英文では、WACUL. INCと表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. WEB サイト、WEB コンテンツ及びデジタルコンテンツの企画、開発、デザイン、制作及びコンサルティング
2. WEB サイトにおける記事の企画、制作及び編集
3. WEB サイトにおけるデジタルコンテンツの販売
4. コンピュータソフトウェアの企画、開発、制作及び販売
5. インターネットを活用した広告代理店業務
6. 営業代行及び営業に関するコンサルティング
7. 有料職業紹介事業
8. 労働者派遣業
9. その他前各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日刊工業新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、27,168,000 株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の1単元の株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（基準日）

1. 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。
2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、2週間前までに公告するものとする。

第11条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

第14条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が

株主総会を招集し、議長となる。

第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（取締役の員数）

1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、6名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

第19条（選任方法）

1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第20条（任期）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって 取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条（非業務執行取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議方法）

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

第28条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

第29条（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第30条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第31条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款に定めのあるものの他、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第32条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第33条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

第34条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第35条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

第36条（剰余金の配当等）

1. 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。
2. 当会社は、毎年2月末日又は8月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行うことができる。

第37条（配当金の除斥期間）

1. 配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
2. 未払の配当金には利息をつけない。

以上

会社成立	2010年9月27日
附則	2011年2月26日
附則	2011年5月2日
附則	2013年5月17日
附則	2015年6月2日
附則	2016年2月19日
附則	2016年9月20日
附則	2017年1月23日
附則	2018年5月25日
附則	2018年11月14日
附則	2019年3月29日
附則	2019年5月28日
附則	2020年10月23日
附則	2020年10月31日